

令和5年度 歴史的公文書の選別・収集について

経営管理部文書課

1 令和5年度 選別収集リストの概要

選別収集作業の対象文書（全体）	A	30,449冊
1次選別による選別対象	B	20,937冊
2次選別による選別対象	C	1,090冊

2 選別審査部会による審査結果の概要

区分	大國委員	四方田委員	白井委員
審査結果の内容、コメント等	<ul style="list-style-type: none"> ・リスト審査を行った。 ・「廃棄」に係る疑義はないが、能登半島地震の報道などをみていると、危機管理部関係文書については慎重に扱ってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスト審査を行った。 ・「3種廃棄」というのはどういう基準か。他の部署に保存されているから廃棄されるというものなのか確認しておきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスト審査を行った。 ・公文書開示請求関係の文書は、例年選別対象にはしていないが、今年度は選別対象となっているのはなぜか。
当課の対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部関係文書を中心に再確認し、危機政策課に係る3冊の文書を選別文書として加えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3種廃棄」は、第3種（5年保存）文書のうち、歴史資料として選別保存する必要はなく、廃棄可と判断したものとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書開示請求関係の文書は、例年選別の対象としていなかった。現物を再確認したところ、歴史的資料としての価値を有するものとはいえない内容であったため、指摘対象の文書は選別対象から外す。
選別収集リストへの反映	2次選別の増 +3冊	なし	1次選別の減 Δ74冊 2次選別の減 Δ22冊

3 選別審査部会の審査結果

選別収集作業の対象文書（全体）	D	30,449冊
1次選別による選別対象	E	20,863冊（=B-74）冊
2次選別による選別対象	F	1,071冊（=C+3-22）冊

∴令和5年度の選別対象＝1,071冊

アーキビスト

(経営管理部文書課)

1 アーキビストとは

公文書館をはじめとするアーカイブズにおいて働く専門職員

(※アーカイブズ：日々作成される膨大な記録を保存していく機関・組織)

2 主な役割

行政機関等の組織が作成する記録（公文書）について、歴史的な価値などを勘案し、将来にわたって保存・利用する必要があるかどうかを判断（選別評価）する。

3 必要とされる素養

高い倫理観、評価選別・保存及び記録の利用に関する専門的な知識や技能、豊富な実務経験と、高度な調査研究能力とが求められる。

4 アーキビストの認証

国立公文書館に設置されたアーキビスト認証委員会の審査結果に基づき、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を国立公文書館長が認証

5 認証要件

認証要件は、2つのパターンに分けられ、それぞれにおいて、「知識・技能等」「実務経験」及び「調査研究能力」が基準に達していると認められることが必要

区 分	パターン1	パターン2
		アーキビストとして必要な知識・技能等を体系的に習得している場合
知識・技能等	○必要な知識・技能等を内容とする大学院修士課程の科目の履修 ○又は同程度と認められる機関(国立公文書館等)主催の研修の修了	—
実務経験	○公文書の選別等の職務への3年以上の従事経験	○公文書の選別等の職務への5年以上の従事経験
調査研究能力	○修士課程相当を修了した者 ・調査研究実績を1点以上有する。 ○修士課程相当を修了していない者 ・調査研究実績を1点以上有する。 ・紀要の論文等を1点以上有する。	○修士課程相当を修了した者 ・調査研究実績を2点以上有する。 ○修士課程相当を修了していない者 ・調査研究実績を2点以上有する。 ・紀要の論文等を1点以上有する。

6 認証の状況

- ・国立公文書館の認証アーキビスト名簿（令和6年1月1日現在）によると、令和2年度の制度開始から今年度までに、全国で323人が認証されている。